

令和 8 年度 第一種動物取扱業における動物由来感染症調査計画

東京都では、東京都動物由来感染症予防体制整備事業実施要綱に基づき、平成 11 年度から動物由来感染症調査事業を継続実施している。本調査は、経年的な傾向を把握する等の必要があることから、中期の事業計画により実施しているところである。

令和 8 年度は、動物取扱業者への自主管理導入の推進を目的として、第一種動物取扱業の「販売」及び「展示」登録施設を対象に、下記のとおり調査を実施する。

記

1 目的

(1) 都民の飼養する動物の病原体保有状況のモニタリング

都民の飼養する動物に由来する感染症発生の未然防止を図るため、都民に販売される動物の病原体保有状況を長期的に調査し、傾向を把握する。

(2) 動物取扱業者による自主管理体制の推進のための基礎調査

施設の衛生管理面での自主管理の考え方を普及し、衛生管理レベルの底上げを図るため、施設の衛生管理調査を行い、その結果に基づき業者への助言指導を行う。

2 事業内容

(1) 第一種動物取扱業「販売」における取扱動物の病原体保有状況調査

多くの都民が動物を取得する場である第一種動物取扱業「販売」(ペットショップ等)のうち、動物の飼養施設を有する施設を対象とした調査を実施する。

(2) 第一種動物取扱業「展示」における施設の衛生管理調査

平成 23 年度から令和 7 年度にかけて、主に屋外でふれあい展示を行う動物園等を対象とした、展示動物の病原体保有状況調査を実施し、その結果に基づいて、展示動物の管理や来場者への手洗い励行の啓発等、事業者へ助言指導を行ってきた。調査により蓄積した動物別の病原体保有状況データ等を踏まえ、令和 8 年度は、不特定多数の利用者が屋内施設でより身近に動物とふれあう動物カフェ等を対象とし、施設内の衛生管理調査を実施する。

令和 8 年度 第一種動物取扱業（種別「販売」）における動物由来感染症調査計画

1 目的

多くの都民が動物を取得する場である第一種動物取扱業「販売」（ペットショップ等）のうち、動物の飼養施設を有する施設を対象とし、取扱動物の飼養実態及び病原体保有状況調査を実施することで、事業者に自主管理導入の動機付けを行い、動物由来感染症の発生予防、まん延防止を図る。

2 対象業者

都内第一種動物取扱業者「販売」（ペットショップ等） 8 施設程度

3 対象動物及び検体

犬、猫の糞便及びブラッシングにより抜けた被毛

4 検体採取先及び検体数

1 施設あたり 5 ～ 10 検体

業者数	検体数
8 軒	計 40 ～ 80 検体

5 実施期間及び検体搬入予定

令和 8 年 5 月から令和 9 年 3 月まで

6 検査項目及び検査方法

(1) 飼養実態調査

動物の飼養状況等について聞き取り等を行う。

(2) 病原体保有状況調査

検査項目及び検査方法は、以下のとおりである。

検体	検査項目	検査方法
糞便	サルモネラ属菌	分離培養法
	病原大腸菌 毒素原性大腸菌 (E T E C) 病原血清型大腸菌 (E P E C) 腸管出血性大腸菌 (E H E C)	遺伝子検査法及び分離培養法の併用
	回虫	集卵法
	糞線虫	遠心沈殿法、普通寒天平板培養法、遺伝子検査法
	トキソプラズマ（猫のみ）	集オーシスト法
	ジアルジア	集シスト法、遺伝子検査法
被毛	皮膚糸状菌	分離培養法、同定（形態観察、遺伝子検査法又は MALDI-TOF MS 法）

7 検体採取方法

調査前日までに各業者に糞便採取器材等を配布し、各業者の担当者が調査日の朝に検体を採取する。動物愛護相談センターは各業者から検体を回収後、健康安全研究センターへ搬入する。

8 業務分担

(1) 検体搬入、業者への助言指導等

動物愛護相談センター（検体採取は業者に協力を依頼する。）

(2) 検査実施

健康安全研究センター：微生物部病原細菌研究科結核・性感染症研究室

微生物部病原細菌研究科寄生虫研究室

微生物部食品微生物研究科真菌研究室

(3) 連絡調整等

健康安全部環境保健衛生課

9 事業実施及び検査依頼等

事業実施について調査対象施設宛て協力依頼し、検査については、動物愛護相談センター所長より健康安全研究センター所長宛て検査依頼する（東京都の調査検体として対応する）。

10 陽性検体検出時の対応

(1) 業者に対し、利用客への衛生上の注意喚起（動物と接した後の手洗いの励行等）を徹底するよう指導する。検出された病原体の説明を文書により改めて行うとともに、病原体の特徴や人への感染の可能性について教示する。※

(2) 業者に対し、以下についての従業員への周知を指導する。

ア 飼養施設の洗浄・消毒

イ 飼養動物との接触後や糞便処理後の手洗いの徹底

ウ 清掃時の専用衣類及びマスク等の着用

(3) 従業員の健康状態に通常と異なる様子が見られる場合は、必要に応じて医療機関への早めの受診を助言する。

(4) 動物の健康状態について確認するとともに、かかりつけの動物病院への受診及び獣医師の判断による措置の実施を指示する（必要に応じて、感染拡大防止のため、治療及び隔離を指導する。）。

(5) 業者に対し、治療後の再検査ができることを示し、業者が希望する場合は状況に応じて再検査を行う。

(6) その他、利用客、従業員の安全確保、動物の健康維持の観点から必要な助言等を行う。

※ 菌種や遺伝子型によって病原性に差があるため、詳細については環境保健衛生課が健康安全研究センターから助言を受け、動物愛護相談センター各所に伝達する。

1 1 検査結果の取扱い

(1) 検査結果の検討

結果は、東京都の動物由来感染症対策について検討を行う動物由来感染症検討会に報告し、都民に対する情報公開や注意喚起の方法について検討する。

(2) 動物取扱業（特に販売業）への情報提供

本調査及び調査結果に基づく対応について、同様の業態の動物取扱業者における自主管理推進の参考として、動物取扱責任者研修会等で情報提供を行う。

令和8年度 第一種動物取扱業（種別「展示」）における動物由来感染症調査計画

1 目的

屋内施設において不特定多数の利用客が動物とのふれあいを行う第一種動物取扱業「展示」（動物カフェ等）において、動物の取扱いによる汚染実態を把握するため、施設のふき取り調査を実施する。ふれあい展示施設の衛生管理に関する事業者の自主管理推進及び動物由来感染症発生予防対策の検討材料とし、都民への動物由来感染症発生防止対策の一助とする。

2 調査対象施設

都内第一種動物取扱業者「展示」（犬、猫、反芻動物又は豚を含む動物を取り扱う動物カフェ等）1～2施設（食品衛生法の営業許可及び営業届出を要さない施設とする。）

3 対象検体及び検体数

施設内ふきとり検体 1施設あたり10検体程度

飼養施設内、ふれあいスペースにおいて、動物、従業員又は利用客がよく触れる箇所を中心に実施する。（例：飼養施設のケージ内、水皿、ドアノブ、手洗い設備の蛇口、ふれあいスペースの床 等）

4 検査項目及び検査方法

（1）衛生管理の実態調査

施設の衛生管理方法等について聞き取り等を行う。

（2）ふき取り調査

検査項目及び検査方法は、以下のとおりである。

検査項目	検査方法
サルモネラ属菌	分離培養法
病原大腸菌 毒素原性大腸菌（E T E C） 病原血清型大腸菌（E P E C） 腸管出血性大腸菌（E H E C）	遺伝子検査法

5 検体採取方法

動物愛護相談センター職員が施設内のふき取りを行い、健康安全研究センターへ搬入する。

6 業務分担

（1）検体搬入、業者への助言指導等

動物愛護相談センター

（2）検査実施

健康安全研究センター：微生物部病原細菌研究科結核・性感染症研究室

（3）連絡調整等

健康安全部環境保健衛生課

7 事業実施及び検査依頼等

事業実施について調査対象施設宛て協力依頼し、検査については、動物愛護相談センター所長より健康安全研究センター所長宛て検査依頼する（東京都の調査検体として対応する）。

8 陽性検体検出時の対応

- (1) 業者に対し、以下についての従業員への周知を指導する。
 - ア 飼養施設及びふれあいスペースの洗浄・消毒
 - イ 飼養動物との接触後や糞便処理後の手洗いの徹底
 - ウ 清掃時の専用衣類及びマスク等の着用
 - エ 利用客への衛生上の注意喚起（動物と接した後の手洗いの励行等）徹底
- (2) 従業員の健康状態に通常と異なる様子が見られる場合は、必要に応じて医療機関への早めの受診を助言する。
- (3) 動物の健康状態について確認するとともに、異常があればかかりつけの動物病院への受診及び獣医師の判断による措置の実施を助言する（必要に応じて、感染拡大防止のため、治療及び隔離を指導する。）。
- (4) その他、利用客、従業員の安全確保、動物の健康維持の観点から必要な助言等を行う。

9 検査結果の取扱い

- (1) 検査結果の検討
結果は、東京都の動物由来感染症対策について検討を行う動物由来感染症検討会に報告し、都民に対する情報公開や注意喚起の方法について検討する。
- (2) 動物取扱業者への情報提供
本調査及び調査結果に基づく対応について、同様の業態の動物取扱業者における自主管理推進の参考として、動物取扱責任者研修会等で情報提供を行う。